

令和2年度より国民健康保険税の課税方式が変わります(再掲)

※広報いしがき No. 581(2020年5月号)発行の際に、以下の誤記がありました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

●中段の「3方式」の図中の1行目
(誤) 資産割 → (正) **所得割**

●下段の表中、5行・3列目
(誤) 21,100 → (正) **21,000**

国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度であり、皆さんの健康を維持するうえで、重要な役割を担っています。その運営は加入者の皆さんから納めていただく国民健康保険税が貴重な財源となっています。この国民健康保険税の課税方式が次のように変わります。

■これまでの課税方式

平成31年度(令和元年度)まで国民健康保険税額は、所得割・資産割・均等割・平等割を算出し、その合計額が年税額となっていました。4方式とといいます。

■これからの課税方式

令和2年度より資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の合計額を年税額とします。3方式とといいます。

4 方 式	所得割	加入者の所得に応じて算出	➔	3 方 式	所得割	加入者の所得に応じて算出
	資産割	固定資産税額に応じて算出			均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。
	均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。			平等割	1世帯に掛かる金額です。
	平等割	1世帯に掛かる金額です。				

■資産割を廃止する理由

- ・制度改革によって、運営主体が沖縄県となり将来的に国保税の県内統一が予測される。県が示している標準的課税方式は3方式であること。
- ・固定資産税額に率を掛けて課税するため二重課税との声がある。
- ・他の医療制度には、資産に応じて課税することは無く、不均衡感がある。
- ・年金生活で所得は無いのに持ち家に住んでいるというだけで課税されるので負担が大きい。

こうした点を踏まえ、石垣市国民健康保険運営協議会における検討と石垣市議会の議決を経て、令和2年度より石垣市の国保税の課税方法は、下記の表のとおりとなります。

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	31(令和元年)	令和2年度	31(令和元年)	令和2年度	31(令和元年)	令和2年度
所得割	8.35%	8.35%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
資産割	19.00%	0	5.00%	0	4.20%	0
均等割	18,300円	21,000円	4,300円	5,500円	6,500円	7,000円
平等割	16,600円	20,000円	5,500円	6,000円	4,000円	5,500円
課税限度額	61万円	63万円	19万円	19万円	16万円	17万円